

# 令和5年 第7回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年7月25日 午後2時00分から午後3時05分
2. 開催場所 坂戸市役所303・304会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

## 5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	欠		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

## 6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

## 7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	赤澤 結
主任	藤野 泰弘	主事	蛭間 祐貴

## 9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第7回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

## 10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 松永 貴夫      委員 岡野 和紀

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は萱方の上萱です。地目は田で地積は264㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、家庭菜園を行うため、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条許可要件ですが、譲受人は農業経験が無く、家庭菜園による自家消費のために野菜を栽培し、かつ、面積が1,000㎡未満の申請となりますので、事前に営農計画書を提出していただき、担当地区委員に内容を確認していただいたところ、営農計画に問題は無いことを確認いただきました。また、営農計画書通りの栽培がおこなわれれば、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、許可要件に該当しているものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 大家地区 岡野委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 譲受人の自宅は申請地から近く通作可能であり、実家が農家でその手伝いをしたこともあるので、営農に問題ないと考えます。写真に見える樹木は桃であり、問題はありません。

また、代理人によれば、譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、高齢であることと住んでいる川越市からでは通作が難しいことから、申請地での営農は難しいとのことでした。

小委員会では、問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第30号については許可と決定します。

### 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の所在地は中小坂の前林です。地目は畑で地積は 2 2 7 m<sup>2</sup>です。  
譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、1 0 h a 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番案件の所在地は浅羽の上宿、外 6 筆です。地目は畑で地積は合計で 3 0 1 . 7 1 m<sup>2</sup>です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、1 0 h a 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水本管へ放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3 番案件の所在地は善能寺の桜木です。地目は畑で地積は 1 0 0 m<sup>2</sup>です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は所有権移転です。

今回の申請は、ホテルの建物の北側の敷地に従業員用の駐車場を設置しておりましたが、その一部が農地であることが分かり是正し、改めて農地転用の許可をいただき従業員用の駐車場を設置するためのものとのことです。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、1 0 h a 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4 番案件の所在地は善能寺の桜木です。地目は畑で地積は 3 5 8 m<sup>2</sup>です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地を確認しましたが、草等伸びておらず、管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準については、1 0 h a 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は長岡の中耕地、外4筆です。地目は畑で地積は合計で399.84㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は北峰の西浦です。地目は畑で地積は合計で301㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は成願寺の若宮です。地目は畑で地積は343㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 中里委員

2番 坂戸地区 鹿ノ戸委員

3番～5番 入西地区 齊藤委員

6番 入西地区 根本委員

7番 大家地区 澤田委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、事務局の説明のとおりです。譲渡人は、相続により申請

地を取得しましたが、夫婦ともに体調が悪く入退院を繰り返し、営農できません。また、譲渡人の他の農地はすでに転用の許可を受けており、周辺は宅地化されていて、近隣の営農に影響はありません。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の申請地は、4月と5月の総会でご審議いただき、許可を受けた場所の隣接地で、現在は休耕地です。申請地は、市街化区域に隣接しており、線路や住宅に囲まれているため、近隣の営農への影響はないと考えます。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の申請地を確認したところ、休耕状態でした。譲渡人は鳩山にお住まいで、近隣の方に確認しても耕作していないようです。今までも、駐車場として使っていたようなので、周辺農地への影響はないと思われます。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

4番案件の申請地は3番案件の近接地で、譲渡人は3番案件と同じです。近隣の方に聞いても、譲渡人は相続で申請地を取得したものの、ほとんど耕作しに来ていないとのことでした。

譲渡人は耕作していないものの、農地パトロールの際には、耕うん管理されていることを確認しております。西側に少し農地が残るものの、許可に伴う影響はないと考えます。

小委員会では、転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

5番案件の申請地は、先月ご審議いただいた場所の隣接地です。申請地の西側に譲渡人の実家がありますが、実家に住む譲渡人の弟さんに話を聞いたところ、兄弟で申請地を含む周辺の農地を相続しましたが、農業を続ける人がいないとのことでした。

周辺農地への影響はなく、小委員会では転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 6番案件申請地は、先月ご審議いただいた場所の近隣で、譲渡人も同じです。譲渡人二人は、高齢であり後継者もないのため、営農を続けることができないとのことでした。

申請地を確認したところ、写真に写っている木は、伐根されておりました。住宅からの排水は側溝に流されるため、周辺農地への影響はないようです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 7番案件の譲渡人は、高齢のため施設に入所しており、農地を処分したいとの意向があるようです。申請地については、農協を通じて農地として取得する農業者を探しましたが、2年間かけも見つかりませんでした。その間、ご主人が亡くなり、越生町に住む弟さんが機械で耕うん管理しておりました。

譲渡人には後継者もなく、小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないこととなりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。  
議案第31号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第31号は、許可相当と決定します。

#### 議案第32号 農用地利用集積計画について

議長 議案第32号 農地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

7月分の農用地利用権設定申出は、更新がなく新規のみで、件数は3件、筆数は3筆、面積の合計は2,616.00㎡です。新規の内訳はすべて一般分です。合意解約は、一般分のみで13件、27筆、27,252㎡です。

令和5年8月1日設定後の利用集積面積は、合計3,280,761.77㎡となります。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。  
議案第32号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第32号については、原案のとおり決定します。

#### 報告第8号 専決処分の報告について

議長 報告第8号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第8号ですが、今月の専決処分は、農地法第3条の3の届出13件、第5条の農地転用届出10件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。  
(質問・意見なし)

#### 12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第7回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員